

小牧税務署請願行動の成功を！

民商は9月14日（火）に小牧税務署請願行動を行います。コロナ禍のため、本来の形の集会を開きデモ行進を行うのではなく、各支部の役員が皆の請願書を預かっての代表請願となります。

私たちは、家族経営など中小零細に重く、規模が大きくなるほど負担が軽くなる消費税の減税・廃止、民主的税制の実現などを求めて、小牧税務署に毎年、請願行動を行なっています。

今年も税務署が収支内訳書の提出を督促する文書を送付しています。白色申告者が収支内訳書を出すかどうかは申告する本人が決める事であり、罰則や差別的取り扱いの対象にはなりません。

2019年10月に行われた消費税10%への増税と軽減税率制度の導入は、日本の景気を冷え込ませ、多くの業者に売上減と過重な納税と事務負担を押し付けました。そこにコロナ禍が重なり、業者は今も必死で生き残るための努力を続けています

また、電子マネーの推進や、インボイス制の強引な導入など、国民の多くが自覚しない間に、政府は納税者の情報を丸裸にする体制づくりを進めています。権利の侵害に抗議し、不公平税制を正し、民主



的税務行政の実現を求めましょう。

請願書への署名に資格は必要ありません。日本国憲法はすべての人の請願権を保障し、「請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定めています。会員・読者以外の友人知人からも、広く署名を集めて、もよりの役員か民商事務所に預けてください。

より多くの方が署名するほど、私達の意志は強く確かな形で伝わり、税務署を動かす力になります。

尾北民商
ニュース

2021年
8月16日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

支部主催のインボイス制度の学習会についてのお知らせ

江南中・東支部	8月28日（土）午後7時30分から	尾北民商事務所にて
江南北支部	8月26日（木）午後7時から	古知野北学供にて
宮田草井支部	8月30日（月）午後7時から	尾北民商事務所にて
大口支部	8月27日（金）午後6時30分から	喫茶アントにて

まん延防止の協力金、県から酒類提供店に「一定の要件」！

愛知県がまん延防止措置に協力する飲食店に対し、協力金を支給する条件となる、酒類の提供を行うための「一定の要件」を提示しました。

- 1、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 2、手指消毒の徹底
- 3、食事中以外のマスク直用の推奨
- 4、換気の徹底
- 5、同一グループの入店は、原則4人以内の制限

愛知県は酒類を提供している飲食店がこれらの要件を守っているか確認するため、調査員による見回りを行うとしています。

さらにネット上にこれらの要件

の対策項目チェックリストも公開していて、あいスタ認証の申請をしていない飲食店は、県の調査員が来た際にチェック済みのリストを提示するよう求めています。

また、10月以降は協力金の要件はあいスタ認証店のみにする予定との一文もあります。

元々酒類を提供しない飲食店や、重点措置の対象地域で酒類を提供できない江南市内の飲食店は、8月中の休業・時短に関してこの「一定の要件」は関係しません。

お知らせ：来週の商工新聞は休刊します